

各事業主団体の長 殿

広島労働局総務部長



### 労働保険関係手続の電子申請について（依頼）

労働保険関係業務については、平素から格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、政府において、「GDP600兆円経済」の実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、事業者が経済活動を行う際に直面する行政手続コストを20%削減することを目標として、積極的かつ着実に行政手続の電子化等を進めることが閣議決定されました。

当該決定等を受けて、厚生労働省では、行政手続コスト削減のための基本計画（下記1）を策定し、労働保険関係手続について、電子申請の利用促進を行政手続コスト削減の最優先施策として掲げ、電子申請の更なる周知啓発等を進めることとしました。

現在、国が行う申請・届出等については、そのほとんどの手続がインターネットを利用して、オンラインで行うこと（電子申請）ができるようになっていきます。

電子申請を利用することにより、労働局、労働基準監督署又は金融機関の窓口へ出向くことなく、夜間・休日についても手続を行うことができ、平成28年1月からは、事業主の個人のマイナンバーカードに搭載されている電子証明書を用いることも可能となっています。

つきましては、別添のリーフレット（広島労働局HPにも掲載。下記2）をご活用の上、電子申請による労働保険関係手続を行っていただくよう貴団体会員の皆様への周知について、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

#### 1 行政手続コスト削減のための基本計画

下記、厚生労働省ホームページをご参照ください。

厚生労働省HP トップページ>政策について>分野別の政策一覧>他分野の取り組み>行政手続きの簡素化>基本計画 社会保険に関する手続

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kansoka/index.html>

2 別添リーフレット

広島労働局 HP トップページの変ナ一「電子申請を利用してみませんか!」をクリックしてください。

<http://hiroshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

担当

広島労働局総務部 労働保険徴収課

広島市中区上八丁堀 6-30

広島合同庁舎 2号館 4F

TEL082-221-9246 FAX082-221-2355